

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法の<sup>ホウ</sup>高さの制限に関する技術的細目）</p> <p><u>第二十七条の五</u> 令第二十九条の四第二項の国土交通省令で定める技術的細目は、小段等によつて上下に分離された法がある場合にその上下の法を一体のものとみなすことを妨げないこととする。</p>	

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法（第六条の二第二項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第四章の二第二節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>法第八十五条の三の規定による承認をすること。</u></p> <p>九 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 法（第六条の二第二項（第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第四章の二第二節を除く。）、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>法第八十五条の二の規定による承認をすること。</u></p> <p>九 （略）</p>

都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則（平成五年建設省令第六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>土地区画整理事業の施行者が行う公募</u>）</p> <p>第三条 法第一条第四項第六号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県又は市町村にあつては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあつては掲示により行うものとする。</p>	<p>（<u>法第一条第四項第三号の規定による公募</u>）</p> <p>第三条 法第一条第四項第三号の規定により施行者が行う公募は、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、都道府県又は市町村にあつては官報、公報その他所定の手段により、その他の施行者にあつては掲示により行うものとする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（営業等のためにやむを得ない屋外広告物）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）<u>第五条第六号八の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>一～五 略</p> <p>六 <u>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第八十三条の三第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物</u></p> <p>七 <u>景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物</u></p>	<p>（令第五条第六号八の国土交通省令で定める屋外広告物）</p> <p>第一条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）<u>第五条第六号八の国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>一～五 略</p> <p>六 <u>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要民俗資料、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物</u></p>
--	--